

扶桑町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱 (昭和63年4月1日要綱第4号)

最終改正:平成30年12月21日要綱第39号

改正内容:平成30年12月21日要綱第39号 [平成31年4月1日]

○扶桑町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

昭和63年4月1日要綱第4号

改正

平成7年3月24日要綱第6号
平成10年6月29日要綱第16号
平成11年3月29日要綱第8号
平成16年3月31日訓令第3号
平成26年3月28日要綱第11号
平成30年12月21日要綱第39号

扶桑町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、扶桑町が交付する合併処理浄化槽設置整備事業の補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90%以上、放流水のBOD20mg/l(日間平均値)以下の機能を有するとともに、「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」(平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知)が適用される合併処理浄化槽にあつては、同指針に適合するものをいう。
- (3) 予定処理区域 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項又は同法第25条の11第1項に規定する事業計画に定められた区域をいう。

(補助金の交付)

第3条 予定処理区域を除く扶桑町内において、既存の単独処理浄化槽又は汲み取り便所を廃止し、合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく確認を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者
- (2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- (3) 扶桑町に住所を有しない者(扶桑町に居住しようとする者を除く。)
- (4) 自らの居住を目的とする住宅以外に合併処理浄化槽を設置する者
- (5) 5~10人槽以外の合併処理浄化槽を設置する者
- (6) 既存の建物を取り壊し、住宅を新築又は全部の改築をすることに伴い、合併処理浄化槽を設置する者
- (7) 町税を滞納している者

(補助金額)

第4条 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表1に定める額を限度とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し(受付印のあるもの)又は建築確認通知書(し尿浄化槽調書を含む)の写し
- (2) 設置場所の案内図
- (3) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (4) 配置図及び配管図(既存の単独処理浄化槽又は便槽の位置及び新設の合併処理浄化槽へ流入するし尿及び家庭雑排水の配管図が明記されたもの)
- (5) 平面図(面積計算式・総面積記入)
- (6) 合併処理浄化槽設置工事費見積書の写し
- (7) 合併処理浄化槽設置工事請負契約書の写し
- (8) 全国合併処理浄化槽普及市町村協議会で規定する有効な「登録証」の写し、「登録浄化槽管理(C)票」
- (9) 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証(市町村用)

- (10) 浄化槽設備士の写し及び昭和62年以前に資格を取得した浄化槽設備士については特別講習修了証書の写し
- (11) 合併処理浄化槽の法定検査、法定点検・清掃の実施誓約書
- (12) 単独処理浄化槽又はし尿汲み取り便所廃止誓約書
- (13) 既設の単独処理浄化槽又はし尿汲み取り便所の現況写真
- (14) その他町長が必要と認める書類
(交付の決定及び通知書類)

第6条 町長は、第5条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定することとする。

- 2 町長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対して補助金交付決定通知書(第2号様式)により、交付しないと決定したものに対しては、補助金不交付通知書(第3号様式)によりそれぞれ通知する。
(変更承認申請書等)

第7条 第6条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、第6条第2項の補助金交付決定通知を受けたのち、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書(第4号様式)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、当該年度の1月31日までに町長に報告してその指示を受けなければならない。
(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後30日以内(第7条第1項の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から30日以内)又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに実績報告書(第5号様式)に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類)
- (2) 浄化槽法定検査依頼書の副本
- (3) 次に掲げる施工中の写真
 - ア 既設単独処理浄化槽又はし尿汲み取り便所の廃止の状況を示す写真
 - イ 浄化槽設備士が工事を实地に監督していることを証する写真
 - ウ 基礎工事の状況を示す写真
 - エ 据付け工事の状況を示す写真
 - オ かさあげの状況を示す写真
 - カ 配管の状況を示す写真
- (4) 浄化槽設備士が確認した別表2のチェックリスト
(交付額の確定)

第9条 町長は、第8条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し補助金交付額確定通知書(第6号様式)により速やかに補助対象者に通知する。
(補助金の請求)

第10条 町長は、第9条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書(第7号様式)による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。
(補助金交付の取り消し)

第11条 町長は、補助対象者が次の各号の一に該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき

(補助金の返還)

第12条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。
(その他)

第13条 町長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認する。

第14条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、扶桑町補助金等の予算執行に関する規則(昭和50年扶桑町規則第7号)の定めるところによる。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則 (平成元年3月28日)

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年6月29日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

2 平成元年4月1日からこの要綱の施行の日の前日までの間において改正前の要綱に基づき既に交付された補助金は、改正後の要綱に基づく補助金の内払いとみなす。

附 則 (平成2年9月28日)

この要綱は、平成2年10月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月24日要綱第6号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年6月29日要綱第16号)

1 この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

2 この要綱の改正前の扶桑町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定に基づく合併処理浄化槽設置整備事業の補助については、なお従前の例による。

附 則 (平成11年3月29日要綱第8号)

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日訓令第3号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日要綱第11号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月21日要綱第39号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1 (第4条関係)

人槽区分 (人槽)	限度額 (円)
5	252,000
6	252,000
7	292,000
8	292,000
9	292,000
10	292,000